

地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人に期待されること

渋谷 篤男（全国社会福祉協議会）

1. 社会福祉法人制度改革と社会福祉法人の位置づけ

昨年の社会福祉法改正（社会福祉法等の一部を改正する法律 2016 年 3 月 31 日成立、2017 年 4 月 1 日全面施行）による社会福祉法人制度改革社会福祉法人に「公益性を担保する財務規律」（その内容は「適正かつ公正な支出管理」「余裕財産の明確化」「福祉サービスへの再投下」）を求め、その中で、「地域における公益的な取り組み」の実現を責務として課すこととなった。

今回の制度改革のきっかけが「内部留保」の指摘であったことから、社会福祉法人も当初は外部からの指摘に対する反発からスタートした観もあったが、やがて、「すべての社会福祉施設等を経営する社会福祉法人に対し、制度改革の趣旨の理解と積極的な取り組みを推進することにより、社会福祉法人の理念の尊重と経営の主体性、自立性を担保する。…すべての国民が安心して生活できる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人が引き続き「社会福祉の主たる担い手」として社会から期待される力を発揮する」（全社協社会福祉施設協議会連絡会の基本的な考え方）とあるように前向きな姿勢で臨むこととなった。

地域における公益的な取り組みについては、厚生労働省は次のように整理している。

○多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。

○その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

その本旨とは、

○社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人（社会福祉法第 24 条）

「制度外サービスを行わなければ社会福祉法人ではない」とも解釈できる内容である。

これに対して、社会福祉法人側は、社会福祉法人ができた当初の、あるいはそれ以前の社会事業の精神と同じという認識と、制度を忠実に実施することを求めてきたのに急に方針を変えるのは納得できない、あるいは社会福祉事業そのものが地域公益活動ではないかという認識とに、受け止めが分かれているように思われる。

なお、地域公益活動が「責務」とされていることについて、「義務」より軽いという認識も一部にあるが、関係者全体は「責任」が強調されていることについては、重く受け止めているものとする。また、一方で、多くの社会福祉法人は、制度で要求されていること以上のことを実施していると考えられ、なお、それに意識的に取り組み、また、胸を張って地域社会に報告

することが重要だとしている（全国社会福祉法人経営者協議会等）

なお、社会福祉法第 55 条に定める「地域公益事業」を実施するところは少数にとどまると思われ、焦点は第 24 条の「地域公益活動」の実施となっている。

2. 地域共生社会と社会福祉法人

再度、社会福祉法改正が行われ、「地域共生社会」の実現が打ち出された（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律2017年 5 月26日成立、2018年4月1日施行）

法案要綱には「地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること。」（第四条関係）とし、地域福祉への指向を明確にした。

この地域共生社会の提案は、突然、生まれたものではなく、少なくとも、ここ数年の生活困窮者自立支援事業の創設（平成 27 年度から）、介護保険制度の新しい総合事業（平成 27～29 年の 3 年間で予防訪問介護、予防通所介護を総合事業に移行）、そして、先に述べた社会福祉法人制度改革における地域における公益的な取組みの推進（地域公益活動（24 条）は平成 28 年度から実施）流れからつながるものととらえられる。この 3 つの事業は、「制度外ニーズ」「地域のニーズ」への対応、地域づくりの推進、総合相談・支援への指向が明確になっており、地域共生社会の理念と共通している。

一方、社会福祉法人関係者も、以前から、「地域の多様なニーズを幅広くかつ迅速に把握するように努める。社会福祉法人の使命に基づいて、多様な生活課題や新たな福祉需要に先駆的・開拓的に取り組む。地域の福祉増進、セーフティネット機能を担い、人びとから信頼を得る」（社会福祉法人アクションプラン2015、全国社会福祉法人経営者協議会、平成23年 7 月）。「制度で対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動の積極的展開」（「全社協福祉ビジョン」全国社会福祉協議会、2012年12月）などで、方向性は明確にしてきた。

地域共生社会の提案は、地域づくりという広い目標を持ちながら、具体的な個別支援における福祉分野の専門組織（専門職）の連携協働、さらには、福祉分野以外の各分野との連携・協働を求めている。

〔社会福祉法第 4 条2項〕

……福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

同時に、住民に個別の福祉課題を踏まえた福祉活動の実施を求め、専門組織（専門職）と住民との連携・協働が必要としている。言わば、「福祉の視点で地域づくりをすすめる」という宣言

でもある。

この内容は、社会福祉法人にとっては、受け止めやすい内容と思われる。ただ、制度の実施のみに集中してきた法人にとっては違和感はあるであろうし、また住民の福祉活動との距離感は法人間でかなり差が出ると考えられる。また、制度外のニーズにどこまで応えられるかという危惧もあるであろう。

しかし、住民の受け止めは次のような厳しい内容が予想される。

- ① 政府の財政負担を減らすためではないか。
- ② 自治体の仕事を押し付けるのか。
- ③ やはり専門職が担うべきではないか。
- ④ やはり住民への”丸投げ”ではないか。
- ⑤ 地域共生社会は福祉の仕事？
- ⑥ 既に地域社会の担い手が少ないなかで本当に住民が担えるのか。

他分野からすれば、福祉分野がいろいろやってくれるのは助かるという反応もあるだろうが、なんで福祉がそこまで乗り出してくるのか、という警戒感も見られる。

もう一つ指摘しておかなければならないことは、「地域共生社会」施策について新たな財源はほとんど期待できない、という点である。高齢、児童、障害の既存の分野別財源と、新たに創設された生活困窮者自立支援事業を含む、横割りの相談・支援事業を自治体レベルで組み合わせなければならぬ。

3. 社会福祉法人に期待されること

地域共生社会の趣旨からして、自ずと次のことが期待される。

- ① 制度外サービス（社会福祉法人制度改革の流れで言えば「地域公益活動」）の積極的な実施。

（お金をかけないで行える活動もあるし、自ら寄付金を集めるということもある）

- ② 制度・分野を超えた連携・協働の試み

（専門組織、専門職として）

- ③ 住民との連携・協働の取り組み

（住民と一緒にすすめるからこそ分かることがある）

「その以前の取組み」が必要な法人もあるかもしれない。

- ① 福祉課題、生活課題への敏感な対応

- ② ①を恒常的にすすめるための仕掛け、仕組みづくり

もう少し踏み込めば、次のようなことも期待されるのであろうか。

- ① 地域共生社会固有の財源がない中で、分野別を乗り越えるための工夫

（制度の縦割りを自ら乗り越える努力）

- ② 社会福祉法人間の連携・協働の仕組みづくり（都道府県段階、市町村段階）

③地域福祉全体の経営についての参加（地域福祉計画、地域福祉活動計画、共同募金）

とくに社会福祉協議会については、次のような取組みが期待される。

①住民の「主体的な活動」の必要性の説明

②地域共生社会の財源のやりくり

③地域福祉計画、地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画への住民、関係者の参加の促進

④社会福祉法人間の連携・協働をすすめるためのプラットフォームとしての役割発揮

「地域共生社会」の焦点は、社会福祉法人自身がどう行動するかのみならず、住民・地域社会との協働にある。また、社会福祉法人も住民・地域社会の一員という面も持つ。そういった立場からの行動も重要となると思われる。

地域共生社会の実現に向けて 社会福祉法人に期待されていること

全国社会福祉協議会
渋谷篤男

1.社会福祉法人制度改革

地域における公益的な取組を実施する責務の考え方

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

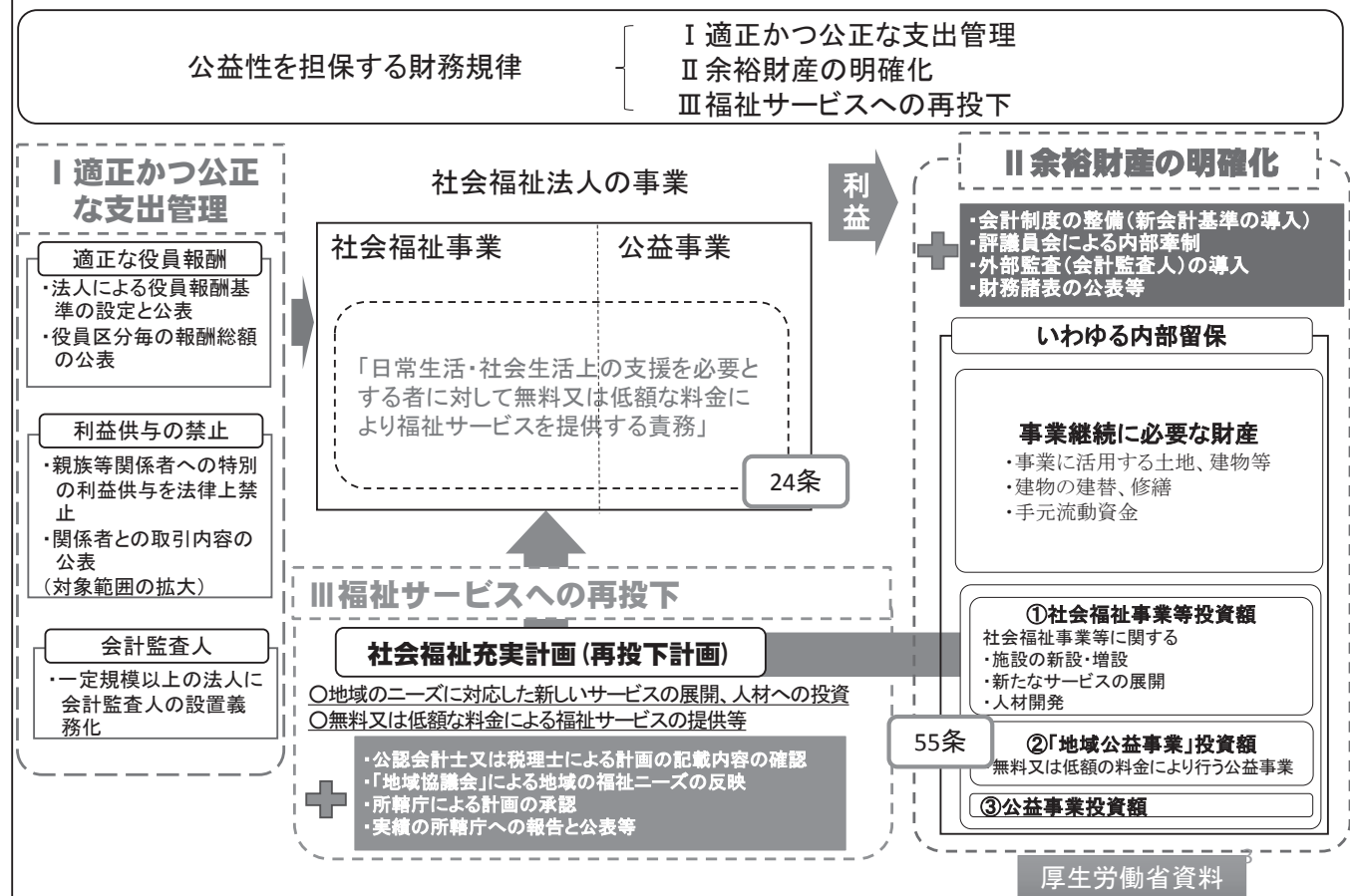
社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、**既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人**(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、**既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。**
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
 - 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
- ⇒ 日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け

◆地域公益活動(24条)と地域公益事業(55条)



◆社会福祉法人改革への対応の基本

◇全社協社会福祉施設協議会連絡会の基本的な考え方

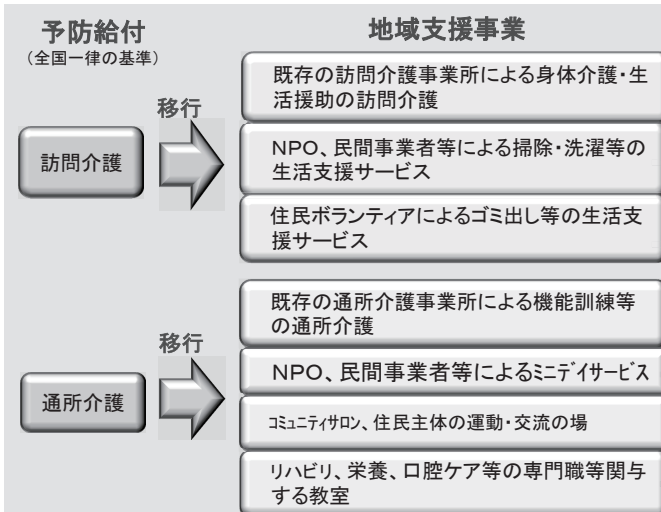
社会福祉法人が社会から期待される役割を担うために、全国社会福祉法人経営者協議会を中心として全社協の種別協議会・団体連絡協議会が一体となって、すべての社会福祉施設等を経営する社会福祉法人に対し、制度改革の趣旨の理解と積極的な取り組みを推進することにより、社会福祉法人の理念の尊重と経営の主体性、自立性を担保する。

- すべての国民が安心して生活できる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人が引き続き「社会福祉の主たる担い手」として社会から期待される力を発揮する
- 社会福祉法人の公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上に積極的に取り組む
- 社会福祉法人の実践を積極的に社会へ発信し、社会福祉法人が果たしている役割を「見せる化」することにより、より一層の社会からの信頼と支持を得る

2.介護保険 新たな総合事業への移行

○介護予防事業の見直し

- 要支援者に対する給付(予防給付)の内、訪問介護・通所介護について、市町村単位で運営する地域支援事業に移行させ、①既存の専門サービス、②基準緩和による単価を下げたサービス、③住民主体の支援等が代わる
- 介護報酬の仕組みではなく、補助金などによる仕組みに移行。



○ 要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為(以下「IADL」という。)

- ①の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為(以下「ADL」という。)は自立している者が多い。
- ②このような要支援者の状態を踏まえ、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。
- ③

○ …要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととした。

厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」

5

◆ゴールドプラン推進時に言われていたこと

◆国等

「(専門性が要求される)身体介護ができなければならない」

「話相手(おしゃべり)、お茶飲みは禁止」

◆ホームヘルパー

「私たちは家事援助をするのが目的ではなくて、その人の生活を見ている」

「自分で生活をきちんと整えることができない人への対応は専門性が必要」

◆介護保険を導入したら

介護保険制度導入

- 生活援助、身体介護に報酬が出る。

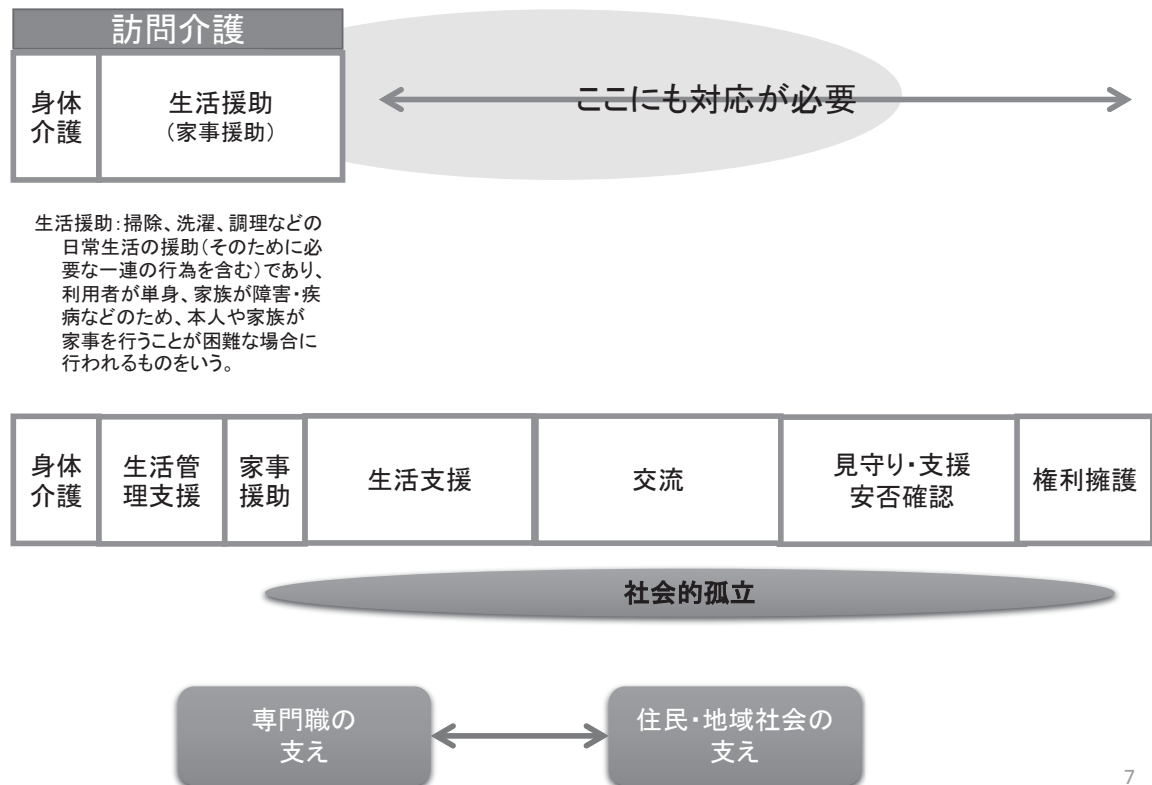
⇒(現場の対応)

- ①生活援助を通して、種々の支援、見守りを行う
- ②生活援助だけを行う

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

平成12年3月17日付厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

要支援者のニーズ



7

3.生活困窮者自立支援制度の考え方

社会保障審議会生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会報告書 (生活困窮をめぐる現状と課題)

生活困窮が広がる中で、家族などのつながりをなくして孤立化する人々が少なくない。低所得で家族をつくることができず、また年金など老後の備えをする余力のないまま単身で高齢期を迎えていく人々も増えている。社会的孤立の拡大は、自立への意欲を損ない、支援を難しくし、地域社会の基盤を脆弱にする。(生活支援体系の基本的視点)

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことが難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。」



8

4.福祉関係者の想い

全国社会福祉法人
経営者協議会

「一法人一実践」
「一法人一貢献」

アクションプラン
2015

アクションプラン
2020

経済の低迷と人びとの生活の変化

貧困：高齢者の貧困、
ひとり親家庭の貧困、
子どもの貧困、
ワーキング・プア

孤立死、自殺、ニート、
ひきこもり、
ホームレス、ゴミ屋敷

高齢者虐待、児童虐待、DV（家庭内暴力）被害

子育てが困難とする親

更生保護分野における高齢者、知的障害者

社会的孤立

誰にでも起こりうる課題

- 少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、女性の社会進出、核家族化の進行
⇒職場、地域社会や家庭の機能が大きく変容
- 家庭の機能の低下、地域社会の機能の脆弱化
- 家庭の考え方そのものの変化
- 世代間の連鎖

現在の社会福祉システムが十分に機能していない

全社協福祉ビジョン2011

9

制度を通してニーズを見ていなかったか。

- 制度・サービスで対応できないものは対応できない（お断り）
- 要支援者のニーズ ⇒ 制度が課題を見えなくする？

- 稼働年齢層のニーズ
- ホームレス、ひきこもり、虐待.....

⇒制度が対応していない課題は見えない？

「社会的孤立」への注目

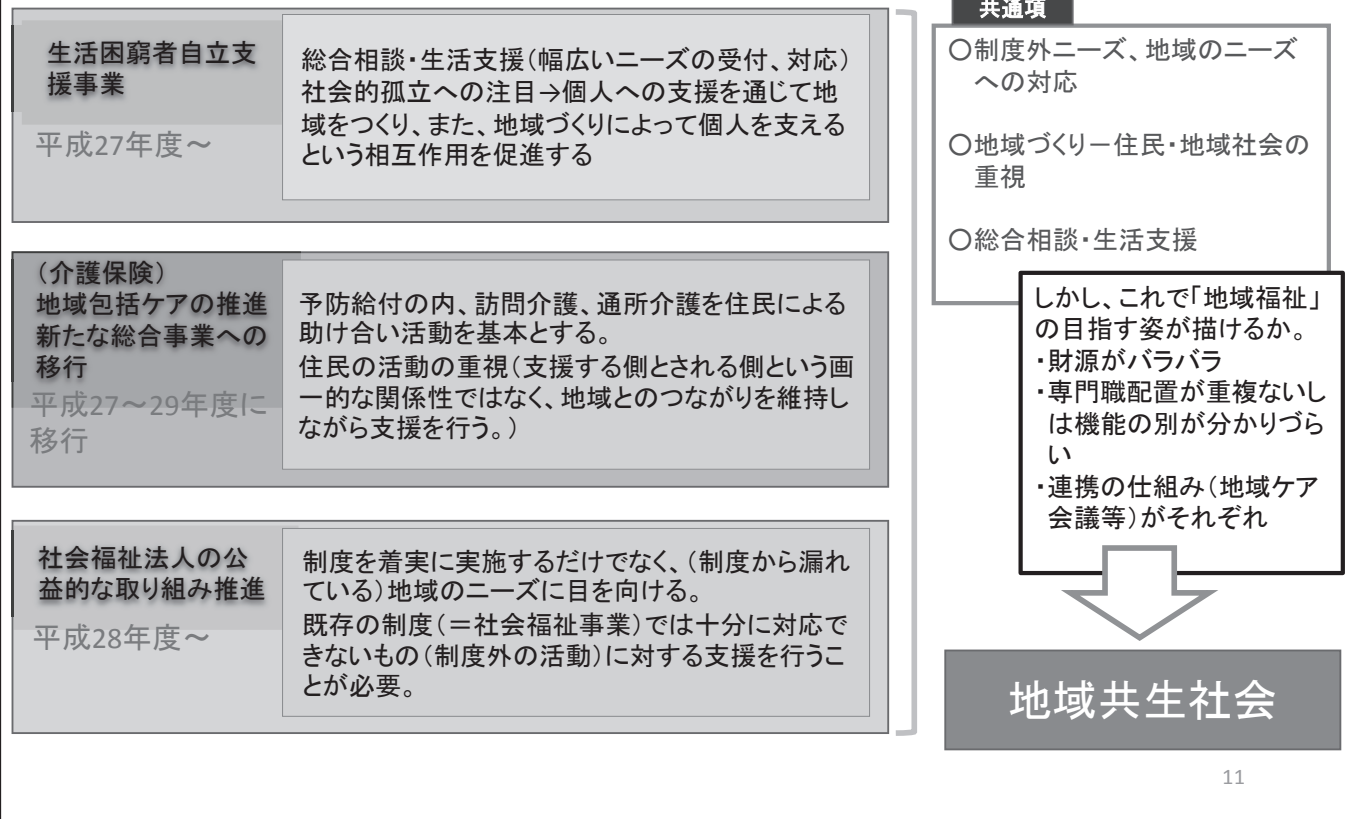
- × 働く気があれば働けるはず
- × ひきこもりは本人の意識の問題
- × 家族が面倒を見るべき
- ×

- なぜゴミ屋敷になるのか、なぜ虐待をするのか、なぜオレオレ詐欺に騙されるのか。

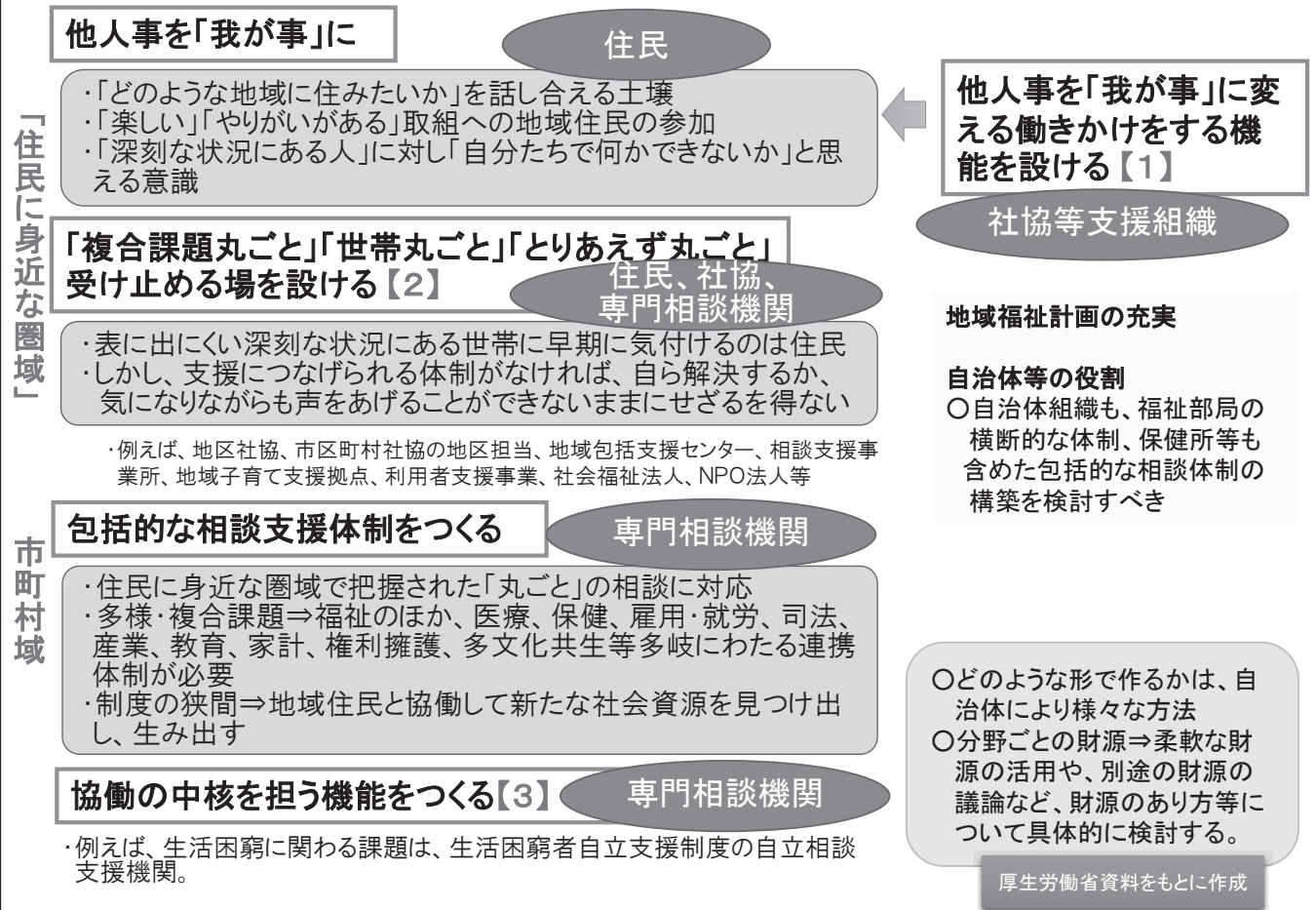
「福祉課題（ニーズ）」⇒「生活課題（ニーズ）」

制度の限界の自覚

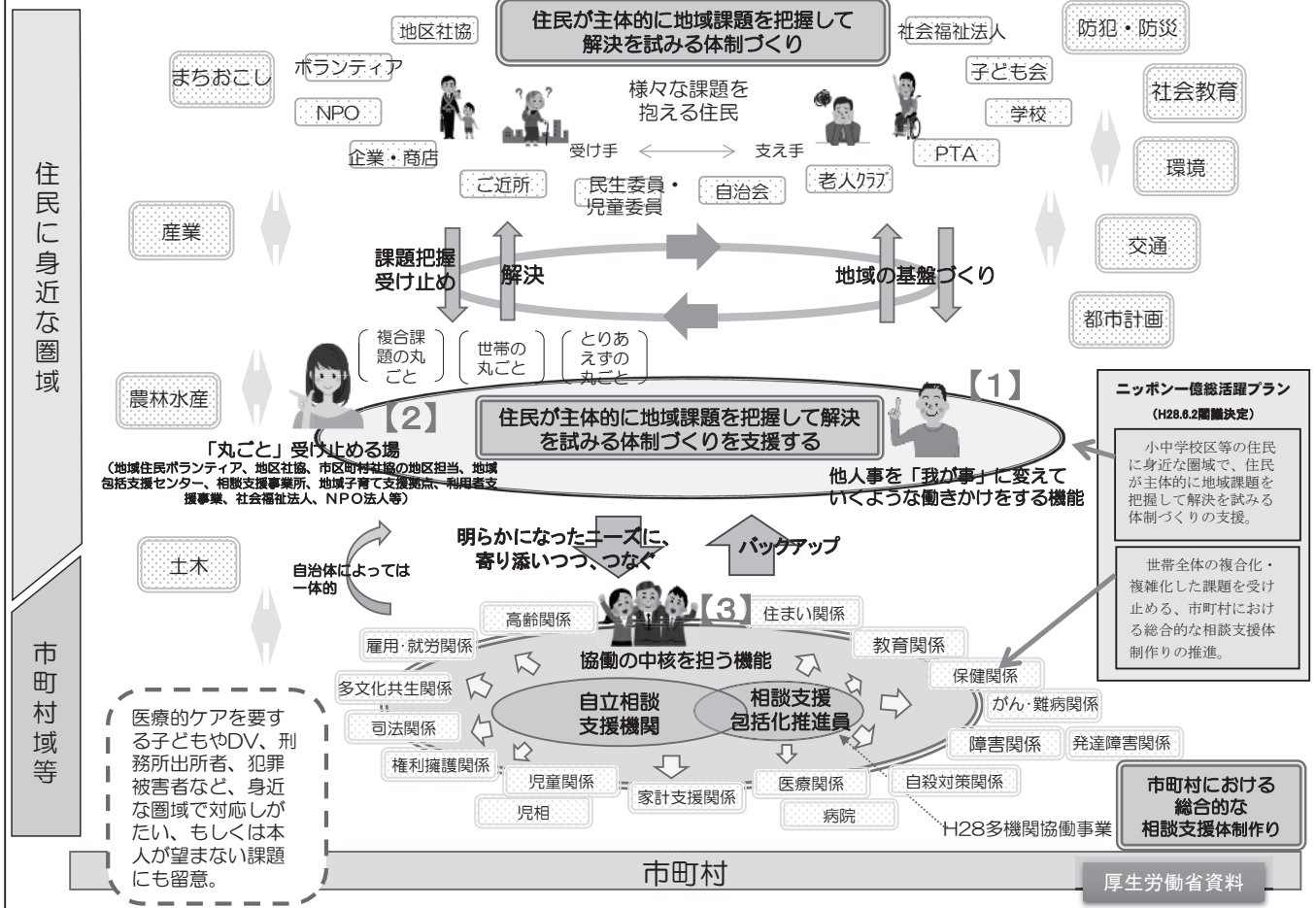
5.「地域共生社会」に至る3つの施策の流れ



6.「我が事・丸ごと地域共生社会」とは



◆地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



法律案要綱

- 二 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること。(第四条関係)
- 三 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。(第百六条の三関係)
- 四 市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること。(第百七条及び第百八条関係)

社会福祉法(平成30年4月1日施行)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスが必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

◆地域包括ケアの位置づけ

地域包括ケアシステム

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成26年改正で追加)】

第2条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害者、子ども等への支援や、複合課題にも広げる(普遍化)。

(例) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

子育て世代包括支援センター(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援)



高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯(「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(「ダブルケア」)など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応ができるようにする。

厚生労働省資料

他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 地域づくりの3つの方向性

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
- ③「一人の課題から」、地域住民と関係機関(専門職)が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気付きと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

17

「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

○「住民に身近な圏域」の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくる必要がある。このことにより、「安心して見つけて解決すること」ができる地域を目指す。

○ソーシャルワークの5つの機能

- ・制度横断的な知識
- ・アセスメント力
- ・支援計画の策定・評価
- ・関係者の連携・調整
- ・資源開発

「丸ごと」受け止める場は、地域住民や地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等が考えられるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置する。

18

市町村における包括的な相談支援体制

- 多様な、複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など多岐にわたる分野で、市町村単位、ときには都道府県単位の専門機関も含めた多機関が協働する体制の中で、解決方法が考えられるべき。
- 制度の狭間の問題の解決には、関係機関同士が連携するだけではなく、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出したり、必要に応じて制度等をつくり出すことが必要。
- 協働の中核を担う機能が必要。
- 高度な専門性が必要となる課題や、声を上げると地域では排除の対象になりかねない課題、身近な地域では特段の配慮が必要な課題などに対しては、しっかりと受け止められる仕組みを別途広域的に作っていくことが必要。
- 協議の場やコーディネート機能を担う人は、市町村で調整。

19

7.「地域共生社会」推進上の課題

出されている疑問

- ① 政府の財政負担を減らすためではないか。
- ② 自治体の仕事を押し付けるのか。
- ③ やはり専門職が担うべきではないか。
- ④ やはり住民への”丸投げ”ではないか。
- ⑤ 地域共生社会は福祉の仕事？
- ⑥ 既に地域社会の担い手が少ないなかで本当に住民が担えるのか。

20

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする

8. 社会福祉法人に期待されること

- ①制度外サービス（社会福祉法人制度改革の流れば「地域公益活動」）の積極的な実施。

（お金をかけないで行える活動、自ら寄付金を集める…）

- ②制度・分野を超えた連携・協働の試み（専門組織、専門職として）

- ③住民との連携・協働の取り組み

（住民と一緒にすすめるからこそ分かることがある）

「その以前の取組み」として

- ①福祉課題、生活課題への敏感な対応

- ②①を恒常的にすすめるための仕掛け、仕組みづくり

さらに

- ①地域共生社会固有の財源がない中で、分野別を乗り越えるための工夫（制度の縦割りを自ら乗り越える努力）

- ②社会福祉法人間の連携・協働の仕組みづくり（都道府県段階、市町村段階）

- ④地域福祉全体の経営についての参加（地域福祉（活動）計画、共同募金）

とくに社会福祉協議会については。

- ①住民の「主体的な活動」の必要性の説明

- ②地域共生社会の財源のやりくり

- ③地域福祉（活動）計画、小地域福祉活動計画への住民、関係者の参加の促進